

第56回新潟市緑化審議会議事録

開催年月日	令和4年12月22日(木) 午前10時00分から12時00分		
開催場所	新潟市役所本館 執行部控室		
	委員氏名	出・欠	議事次第
会長	岡崎 篤行	出	1. 開会 2. 委員紹介 3. 諮問 ○ 議案第1号 保存樹等の指定について 4. 報告 ①保存樹等の指定解除について ②民有地緑化助成制度について ③にいがた2kmフラワーフェスタ開催報告について 5. 閉会
副会長	村上 拓彦	出	
委員	指村 奈穂子	出	
〃	岩田 統子	出	
〃	椎谷 照美	出	
〃	菊野 麻子	出	
〃	松平 信治	欠	
〃	涌井 克彦	出	
〃	小林 猛	出	
〃	佐藤 祥子	出	
〃	野俣 剛直	出	
〃	横山 恵里子	出	
出席者 合計	11 人		

上記議題の審議経過は、本議事録のとおりである。

令和5年 1月 27日

新潟市緑化審議会

議事録署名委員 岩田 統子

議事録署名委員 小林 猛

■ 第 56 回 新潟市緑化審議会

日時：令和 4 年 12 月 22 日（木）午前 10 時～

会場：新潟市役所本館 執行部控室

（司 会）

ただいまより、第 56 回新潟市緑化審議会を開会いたします。

委員の皆様にはご多忙のところ、また、先日からの雪の影響でご不便があるところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は本日、司会進行を務めます、みどりの政策課の土佐と申します。委員の皆様からのご協力で議事をスムーズに進めていきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

はじめに、委員の皆様にお諮りいたします。本日は建設速報社様より取材の申し出がございます。緑化審議会の傍聴に関する要領では、会場内の写真撮影、録画記録等は禁止されておりますが、審議会の許可を得た場合はこの限りではないとされております。つきましては、申し出のありました取材のため撮影、録音等を行うことにつきまして、皆様に伺います。併せて事務局でも議事録作成のために録音を行います。この許可を頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声）

異議なしということですので、撮影等について許可することといたします。

それでは、会議の開会にあたって、土木部長の鈴木より一言ごあいさつ申し上げます。

（土木部長）

皆さま、おはようございます。土木部長の鈴木でございます。本日は、お足元の悪い中、また、年末のお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。本日の第 56 回の審議会につきましては、1 件の議案と、3 件の報告事項がございます。お二方より、少し遅れるとご連絡いただいておりますので、進行につきましては議事を後に回して、先に報告事項から行うこととしてはどうかと思います。よろしくお願いいたします。

前回の審議会で皆様方からご意見をいただいた「にいがた 2 k m フラワーフェスタ」を、10 月に開催いたしましたところ。実施概要につきまして皆様に後ほど報告いたしつつ、その先これからの「にいがた 2 k m」の、または、新潟市内全域の、花と緑を増やし、また緑を守っていく活動について、皆様からご意見をいただきたく、引き続きご協力をお願い申し上げます。今日はよろしくお願いいたします。

(司 会)

鈴木部長、ありがとうございました。

続きまして、机前にお配りしている資料の確認をさせていただきます。まず、議事次第と委員名簿です。資料 1 として、諮問事項の「保存樹の指定について」です。資料 2「保存樹の指定解除について」です。資料 3「民有地緑化助成制度について」です。資料 4「『にいがた 2 km』フラワーフェスタ開催報告について」です。以上の資料をお配りしております。不足等がございましたらお知らせください。これに加え、今日の会場配置図も配付しております。

続いて、会議の成立について報告いたします。本日の会議の出席状況は、お手元の委員名簿に記載のとおりですが、降雪の影響で、国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所様におかれましては、除雪対応等により今回はご出席を断念されるということで、欠席となりました。

まだお見えになっていないお二方については、少々遅れと思われるので、先ほど鈴木が申し上げたように、諮問事項を後に回して、報告事項から進めることでお願いしたいと思います。

事務局側ですが、課長の高島につきましては、別用務を並行しておるため、それが終わり次第の参加となります。また、フラワーフェスタを担当した上石主査につきましては、急きょ欠席となりました。以上、ご了承ください。

それでは、以後、審議会の進行につきましては、岡崎会長からお願いいたします。

(岡崎会長)

おはようございます。

それでは、報告事項から進めます。①「保存樹等の指定解除について」の説明を事務局からお願いします。

(事務局)

事務局の渡邊です。

お手元にお配りしている資料 2「第 56 回新潟市緑化審議会 保存樹等の指定解除について(報告)」を使い説明させていただきます。事前にメールで配付させていただいた資料から、一部、文言等を修正した箇所等がございます。お手元の資料もしくはスクリーンを見ながら聞いていただければと思います。よろしく願いいたします。

次のページをご覧ください。今回、審議会でご報告させていただくものがこちらの 1 件になります。西蒲区の赤鍬地区にある樹木で、平成 22 年に指定されたものになっています。

続いて 3 ページは、申請樹木の大まかな位置になっております。

続きまして、4 ページ目をご覧ください。保存樹の番号は 329 番でタブノキになります。この樹木につきましては、枯れ枝が道路に落ちるなど、通行する人や、近隣の住宅への影響が大きくなってきたことから、管理者が枯れた枝の剪定や幹を一部伐るなどの管理を行っていましたが、枯れが進行し枯死したということから、持ち主より解除させてほしいという申し出がありました。

以上、簡単ではありますが、解除の申し出のあった樹木についての説明となります。
(岡崎会長)

ありがとうございました。この件についてご質問、ご意見などがありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。前回はいつでしたか。今回は1件で少ないけれども、期間はどれくらいですか。

(事務局)

前は、昨年12月に解除を何件か報告させていただいております。

(岡崎会長)

1年分のものということになるのですね。分かりました。やむを得ないかと思いますが、よろしいでしょうか。

続きまして、報告②「民有地緑化助成制度について」のご説明をお願いいたします。

(事務局)

皆様おはようございます。事務局の金子です。民有地緑化助成制度について説明させていただきます。

資料3をご覧ください。

本日は、民有地緑化助成制度の内容案について、ランニングコストへの支援について、緑化ガイドライン案について、の三つを説明させていただきます。なお、前回、5月27日の第55回審議会の際、議案としておりました緑化重点地区については、7月1日付でみどりの基本計画を改定し、指定を行いましたことを報告させていただきます。

3枚目をご覧ください。民有地緑化助成制度の内容案について、でございます。今回、制度要綱等も作成するにあたり、対象とする緑化、助成額、対象とする経費、助成条件、助成を利用できる方について、より具体的な中身について説明させていただきます。

最初に、対象とする緑化についてです。この制度では地上、壁面、屋上の3種類の緑化方法について支援します。小規模な建て替えや増築の際や、既存建物のスペースを使つての緑化について支援の対象とするものです。

次に助成額です。こちらは前回から少し変更させていただいた部分があります。最初に上

限度ですけれども、これは緑化の方法ごとに設定しており、地上は100万円、壁面、屋上はそれぞれ200万円が上限になっております。

続いて助成率です。今回、この点を変更しております、新たに植栽基盤を整備する場合、こちらについてはこれまでお話ししていた助成率3分の2を適用します。一方で既存の植栽の基盤を使用する場合、すでに植栽があるところでの植栽は3分の1の助成ということで、今あるものを活用していただく緑化も、助成制度の対象として盛り込んでいきたいと考えているところです。

最後に、上限額の合算の考え方について説明いたします。助成を受けたい場合に、地上と壁面といった複数の緑化の方法を取り入れたいといった場合には、工法ごとに計算していただきまして、その合算で助成を受けるということになります。つまり、地上と壁面と屋上すべてやることで最大500万円まで助成を受けられる制度にしたいと思います。下のほうに活用の限度のイメージというところを示しましたが、最初に地上緑化を事業費で75万円、屋上緑化500万で整備した場合、新たに植栽基盤を整備した場合の想定ですけれども、この場合の助成額としては、地上が事業費の3分の2の50万円、屋上については3分の2ですと333万になりますので、上限額の200万円まで、というつくりになっております。一方、その敷地ですと建物で500万が上限ですので、活用可能な助成額の残りとしては地上で50万円、壁面として200万円まで受けることができます。

以上が助成額の説明になります。

次に、対象とする経費についてです。こちらについても大きく変更はありません。樹木等の植栽費や植栽ますなど基盤の制度費、植栽への給水等、完成設備の整備費の整備費が対象となります。

一方、対象外としては、既存の構造物、土などの撤去費、施肥や剪定、冬囲い、花苗の購入ですとか、維持管理の範疇と判断されるようなものはこの制度では対象外としたいと考えております。

続いて、助成条件についてです。まず、最低緑化面積は緑化手法を組み合わせたり、単独によって5㎡を整備することを設定したいと考えております。プランターを使用する場合には50リットル以上かつ容易に動かせないものを使用してください、というふうに設定しております。これまでこういった説明をさせていただいているのですけれども、事務局としましては、プランターのみで5㎡を確保するというのはハードルが高いのではないかと、入口だけプランターで緑化したいといった規模感が考えられるのではないかとということで、現在、プランターのみで緑化する場合についての最低緑化面積を検討しているところでございまして、よろしければ皆様のご意見をいただけたらと思っています。

続いて、公開性についてです。屋上であれば一般の人が自由に立ち入ることができるような場所、地上緑化と壁面緑化については、道路から容易に見ることができる場所というところを対象としまして、フェンスやブロック塀などで隠れているものについては対象外とさせていただきます。

最後に維持管理義務についてです。こちらはこれまでと変わらず5年間を適切に維持することを条件としております。また5年以降も維持管理に努めることが条件でございます。

助成を利用できる方について説明します。対象者を簡単に申し上げますと、敷地や建物のオーナー、テナントで入っている入居者の方といった方をイメージしています。オーナーがその建物や敷地を緑化する場合、お店などのテナント入居者の方が入口を緑化するといったときにも対象となります。マンションなどの場合については共用部のみを対象とし、管理組合等が申請するといったことを想定しています。

以上が民有地緑化助成制度の内容案についての条件設定の考え方となります。今後、制度の要綱を作成しながら詳細を詰めていきたいと考えております。

以上が一つ目の説明になります。

二つ目は、ランニングコストの支援についてです。最初に、既存の制度である緑化活動推進事業について説明させていただきます。この事業は、公園や道路での緑化活動を行う団体に対して、花苗や球根などの材料を上限5万円で補助する制度になっております。現行としては公共施設が対象になっているのですが、今回、支援の考え方の中で、緑化重点地区内での特例措置として、民有地緑化助成制度を使って整備した植栽については、整備後5年間に限り、この事業を活用して維持管理できるという形に、緑化活動推進事業の制度の改正をしたいと考えております。過去の審議会の中でもランニングコストの話をいくつか意見としていただいている中で、わずかではございますけれども、こういった支援を活用していただくことでランニングコストの支援ができるのではないかと考えています。

最後になります。緑化ガイドライン（案）についてでございます。ここまで説明させていただいた民有地緑化助成制度を中心としまして、緑化重点地区における緑化についてのガイドラインを作ろうと考えているところでございます。案の構成ということでお示しさせていただきましたけれども、現在作成中ではございまして、なるべく読みやすいような形で作っていかうということで構成しているところでございまして、本日、現在ではまだお見せできる段階ではないものですから、今回はお示しせず、素案については次回審議会で皆様にお示しさせていただきたいと考えています。

以上が民有地緑化助成制度についてのご報告となります。

(岡崎会長)

ありがとうございます。確認ですけれども、これがスタートするのは来年度ですよ。

(事務局)

そうです。今年度制度を固めて、本格運用は来年度となります。

(岡崎会長)

この件についてご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(涌井委員)

新潟地域振興局の涌井と申します。

対象とする経費の中を見ると植栽等がございますけれども、前回の審議会でもお話しさせていただきましてけれども、例えば公開性のある場所ということなので、憩いの場とか、やすらぎの場ということで、緑化とマッチする木製品、例えばベンチとかテーブルとかパーゴラとか、憩いの場、やすらぎの場になるような木製品も対象にしていればありがたいと思っています。そのことによって、林業振興として森林整備が進むような木材をということで、例えば案内板なども掲げられるとすごくいい場所になるのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。今回の民有地緑化助成制度は、成果として、目に見える緑を増やしていくといったことを支援する制度ですので、ベンチなど修景に関することについては対象とするのは難しいのかなというのは正直あるところです。ただ、県産材や木製品を使うといったことについてはガイドラインの中で触れられるように検討していきたいと思います。

(涌井委員)

助成の対象にはならないということですね。

(事務局)

そうですね。あくまで植栽、それを作るための基盤と維持管理するための給水が対象になります。

(事務局)

助成を活用いただき、その分浮いた予算でそういったものの導入を考えていただくようにセールスしていただければと思います。ストリートファニチャー等、ベンチとかよくありますけれども、そういったところまでこの助成金を回せるかということ、多分、私どもが用意した助成規模では十分にはできないのかなと思います。一方で、造園資材として製品化されているものであれば助成対象とできる可能性はあります。例えば柵を仕切る柵ですとか、そういったものに県産木材を使っているならばよいのですが、ベンチとなりますと、今回の対象

としては少し難しいかなと思います。

(村上委員)

今の涌井委員と同じような感じというか、それを支持しますというような件ですけれども、県産木材をはじめとした自然素材というのが、たとえこの助成制度に直接入らないにしても、ガイドライン等を通して、例えばこういったところに発注すると入手できるとか、そういったことも含めてアピールする場があるといいのではないかと考えています。緑の部分だけではなく、木材を含めた自然素材という部分で、多分、緑化と親和性は非常に高いと思います。直接そこに樹木が存在しなくても木材という形というか、至っては森林というところまでつながるので、かなり広い意味での緑化、緑というところでは親和性はあるのではないかと考えております。

(事務局)

新潟に自生する樹木を使いましょうというのは、以前にもご意見をいただいていたところもあるのですが、そういったものと同じように、新潟らしいといいますか、県産材を使うとかそういったことと同じように考えていかなければいけないと考えています。ありがとうございます。

(菊野委員)

2点質問があります。1点目は助成対象に関して、1事業所が複数箇所でのこのような緑化をするとなった場合には、箇所事になるのか、3か所するのであれば、事業所一括でのトータルの金額で助成をするのかどうか。

2点目が、7ページの、「実施状況の確認等により、適切に維持管理されていない場合は、助成金の返金を求める場合がある」ということなのですが、実施状況の確認はどのくらいの頻度で、どなたが確認されるのか、確認方法についてもお聞かせください。

(事務局)

最初に助成の考え方についてなのですが、1事業所ということだと、事業所単位で3か所をやる場合についても、同時にやられるのであれば1申請とさせていただきます。そうすると、その上限額はすべて合算する形になります。

維持管理の確認についてなのですが、要綱の中で、整備後適宜求めるといった制度の形にしております。ただ、我々が定期的に見ることができれば一番いいのですが、見ている中で管理がよろしくないようであれば、その都度確認を求めて提出していただいて、それによって判断するといったことをイメージしております。

(菊野委員)

関連でお伺いしてもよろしいでしょうか。今ほどの確認というのは、事業者から提出して

もらって、書類上で確認をするということでしょうか。それとも、市の職員もしくは委託業者が実際に現場に行って、半年なのか年に一度なのか、確認をするということなのでしょうか。

(事務局)

この制度の作りとしては、事前相談をいただいて、中身について説明させていただいて、その後、助成金を使いたいということで申請をいただいた時点で現地確認、書類の確認をさせていただきます。最後、完了したときに同様に現地確認、書類確認をさせていただいて、しっかり条件に達する緑化をされているのであれば助成金をお支払いするといった制度にしたいと思っています。

(事務局)

説明が質問とかみ合っていないかもしれませんので補足するのですが、最初の1点目の菊野委員の1事業所で複数箇所というのは、「にいがた2km」のエリアの中で1社が三つの営業所を持っていたらという意味ですか。

(菊野委員)

そういうことです。

(事務局)

大きいビルで3か所やるという意味ではないですね。

(菊野委員)

違います。

(事務局)

その場合は、土地と建物で管理をしていこうと思っています。3か所それぞれで上限額500万円まで使っていただいて結構です。「にいがた2km」の中にある民間の土地や建物が緑化に参画をしてくれるということを応援したい。その土地の区分、建築基準法上は建物と土地はセットでございますので、その区分で助成履歴を管理していきたいと思っています。例えば大きな会社が2店舗、2個のビルを持っていたら、それぞれで500万円ずつ使っていただいてけっこうです。

2点目、確認をどうするのかというところで、制度を適用して最初の助成を払う部分は、今、金子が説明したとおり、申請状況を確認したうえで工事の完成状況、履行を確認したうえで助成金を支給すると。その次に、最大5年間維持してくださいということですので、できれば年2回、最低でも年1回の現地確認を我々直営ないし委託で行いたいと思っています。併せて都心の状況の定点観測などもできたらいいと思いますので、現地を年1回以上確認するという事は、この制度の運用としては必要と考えています。

(菊野委員)

ぜひ現地確認はお願いしたいと思います。

(横山委員)

9 ページのところで、現行制度を利用して緑化活動を推進するという、具体例を挙げて、どのように現行制度を使っていくのかというところをご説明いただけるとありがたいです。

(事務局)

今回の民有地緑化助成制度というのは、民間の土地で緑化の取組みをするときに市が助成をするという取組みでございます。これは、作ったときのお金を助成するという議論をしていましたが、前回の審議会などでは、なかなか維持管理も大変だから維持管理の支援をできないのかというお話があったところです。そこで、我々、この制度につけ加えて新しく維持管理助成制度を作るのではなくて、現行にある制度を、特別に「にいがた2km」の圏内のこの緑化助成を使った人が使えるようにすればいいのではないかと考えています。そこで、9 ページの緑化活動推進事業（現行制度）とありますが、これは道路や公園、河川といった公共空間を地元の人が「私たちが手を動かして緑化したい」といったときに、「ありがとう！では、花苗の代金は5万円まで市から助成します」という制度なのです。あくまでやる場所は公共用地。ですが、今回は、「にいがた2km」のエリアで私どもの民有地緑化助成制度を使ったケースに対しては、特別に民間の花壇の植え替えの花苗代を5万円まで5年間支援しましょうと、そういった特別扱いを考えていますというお話です。よろしいでしょうか。

(横山委員)

分かりました。ありがとうございます。

(指村委員)

今の部分なのですけれども、5万円というのは1回だけですか。

(事務局)

1年の上限です。

(指村委員)

その費用は、苗を買ったり球根を買うこと以外には使えないと。

(事務局)

そうですね。これを実際に使っているのが自治会などですけれども、例えば自治会がホームセンターで198円の株を250株買うと四万九千いくらですという領収書をつけていただくと、その額を助成している制度です。

(指村委員)

壁面緑化などですと、吊してある資材などが風で壊れたりしますが、そういったものを補修するようなランニングコストはこれでは賄えないということですね。

(事務局)

ハードのほうは残念ながら賄えないので、例えばポットが二、三か所枯れたので、定期的に直すというときに、1年間で5万円以内であれば、植物代金はこれでみることはできると思います。そういった意味で壁面というのが地上に比べてコストがかさむので、上限100万円ではなくてあらかじめ200万にしているという面もあるので、設備の耐久性などはそういったところで頑張ってもらいたいと思います。

(指村委員)

それはランニングコストに充ててもいいわけですね。

(事務局)

花苗以外のランニングコストには充てられません。ですので、しっかりしたものを作ってもらおうと。すぐに壊れやすいものではなくて。

(椎谷委員)

7ページのプランターについてなのですが、50リットル以上かつ容易に動かせないものを使用とあるのですが、動かせないものを絶対条件とすべきだと思います。風もひどいですし、今回のような雪もそうなのですが、いろいろな気象条件の中でプランターが簡単に動いてしまうようなことは、あってはならないことだと思いますので、動かせないものということと、プランターのみ最低緑化面積について検討中と先ほどご説明があったのですが、これも動かせないものというところで面積を考えているということなのでしょう。今後決まっていくということなのでしょう。

(事務局)

動かせないものがマストというご意見ですが、我々も気軽に撤去されたらたまらないよねという話と、委員がおっしゃったような風の影響があって、例えば萬代橋チューリップフェスティバルでは、皆さんから植えていただいたプラスチックのプランターを並べるのですが、強風時には風当たりの強いところは撤去して避難させるのです。やはり倒れてしまったり、道路にはみ出たりすると困るということで。そういったことがまちなかで起こるとよくないだろうということで、助成制度では堅牢なプランターを想定します。

これは、最低面積のお話とも関係しますが、そもそも本当は花壇を整備してほしいのです。ところが、テナントさんが自分の店先の空いているスペースでやりたいといった場合に、花壇を作るというと外構設備をすることになってしまうので、ビルのオーナーさんとどちらお金を出すのだという話になってしまいますので、ただ、プランターを設置して、やめるとき

には撤去してきれいにすればいいのだったら、テナントさんでもできると思うのです。本当は花壇をやってほしいのだけれども、それができないところはプランターでもいいよねというところがスタートラインです。ですから、花壇5㎡やってほしいよねというところを、プランター5㎡でもいいよねというのがスタートラインです。

ですが、さらに想像しますと、プランターで5㎡というのはけっこうな数です。一つのプランターを投影面積で見ても0.25から0.35㎡、つまり1㎡で3か4基、5㎡では15から25基も必要なのです。ここで花壇ができないからプランターでもいいよねという議論からもう一步想像を高めると、大きなプランターを四つくらい並べていただければ、少し存在感が出るよねということだと思えるのです。そういう緑をやりたいという人を、我々はウェルカムなのかどうかと言えば、ウェルカムだと思えるのです。ですので、堅牢なプランターという条件は必要ですが、その最低面積というものは5㎡からもっと下げてもいいのではないかと想像しています。これをいくつまで下げるかというところを検討しています。

(指村委員)

今の㎡の話なのですけれども、例えば樹木を植えたときは、まだ小さいから5㎡ないけれども、その後成長して広がっていくと5平米いくような場合もあるわけですよ。

(事務局)

その場合は、植え付け場所の花壇の面積をとりますので、樹木による面積は問いません。ただし、あまり花壇がスカスカだと困りますので、もう少し緑が満たされる形にしましょうよという協議はしますけれども。

(指村委員)

植えるところの地面自体は、コンクリートの下にまで這うので、それほど広くないわけじゃないですか。例えばコンクリートを一部剥がして、そこに樹木を受けたら、植え付け面積は広くないですよ。でも、樹幹は広がっていくので広がるわけですからけれども、そういう場合の㎡というのはどういう評価をされるのでしょうか。

(事務局)

おそらく植樹柵を設けずに木を植えることは多分ないと思います。なぜかという、根っこの影響が隣にブロックに出てしまうからです。今おっしゃったとおり、おそらく背の高い根の張る木を植えたいと思ったら、1m、1.5m、2mの植樹柵を打って、防根シートを縦に入れてするのではないかと思います。我々はまずその面積を対象とすると。なぜなら、そこでブロックをいじったりするのもお金がかかるからであって、値段の高い木を持ってくれば別ですけれども、植えるための手間自体はあまり樹種を問わず一定の範囲であろうと。我々の助成額はあくまで構造物を作るところと木を植えることも対象としますけれども、そ

ういった構成できていると思っっているので、木の大きさというのは実はあまり、面積換算には問うていないということです。

(岩田委員)

助成制度を使って緑化した部分が長く保持されていくことを考えると、公開性がすごく大事なのではないかと思うのですけれども、屋上緑化は一般の人が自由に立ち入ることができる場所ということで、ある程度そういった部分が見えるのですけれども、例えばマンションなどの建物について、先ほど共用部についてのみの適用というお話だったのですけれども、共用部というのはどういったところを考えていらっしゃいますか。

(事務局)

マンションは賃貸または分譲どちらもだと思っのですけれども、賃貸の場合はオーナーさんがいるので、オーナーさんが共用部を管理しています。それとは別に、マンションの占有部というのがございます。自分が好きにしていい部分と、好きにしてはいけない、みんなで使う部分と二つに分かれています。例えば岩田委員が3階に住んでいて、ベランダが「にいがた2km」の通りに面しているとしましょう。うちのベランダの内側に緑化するから助成金をくださいと個人で申し出る場合に受けつけるかといったら、受けつけられないと思っます。そうではなくて、マンションの玄関で、共用部といわれるところは玄関の脇などなのですけれども、そういったところにプランターを置くのでどうですかといった場合には、その規模であれば助成の対象としてもいいですよというような協議をしたいというイメージです。その場合、分譲ですとか借主の方を相手にするのではなくて、マンションのオーナーさんやマンションの管理組合が共用部の使用権限について決めていると思っのですけれども、そういったところを相手方としてそういう契約をしたいというイメージでお話をさせていただきました。

(岩田委員)

エントランスあるいは駐車場周りとか、もちろんマンションの方の同意があればですけれども、もしかしたら庭とかそういったところはオーケーということなのですね。

(事務局)

例えば管理組合の理事会ないし総会の中で、居住者に対して、うちのマンションの価値をもっと高めるために玄関に緑を配置して格好よくしましょう、しかも市の助成が使えるみたいなのですけれどもどうですか、というような議案をお諮りして、賛同が得られれば、マンションが民有地緑化助成に申請をしてくる。そんなことがあり得るのではないかと思ってお話しさせていただきました。

(岡崎会長)

私から関連して質問です。それは例えば場所なども一定の条件をつけるのでしょうか。例えば裏でだれからも見えないところとかでもオーケーなのか、それはアウトなのか。

(事務局)

「にいがた2km」のエリアというのは、道路を境界として区切られているエリアなのですが、今考えているのは、当然、その中だったら、その通りに面しているところであれば表裏がないわけですのでいいですと。ただ、境界の道路に面している「にいがた2km」の外とされているところをどうするかというのを今議論しています。これも、2kmエリア側に向いていけばいいのではないかという話、または境界の道路から例えば30m以内だったらいいのではないかといったケースを含めて、対象となるエリアの境界については詰めている最中です。

(岡崎会長)

これは次回も進捗を伺うチャンスはあるのでしょうか。

次回くらいにはだいたい固まっている感じですか。

(事務局)

そのつもりで作業を進めています。次回は冊子としてひとまとまりにした案はお示しできるつもりでいます。

(岡崎会長)

この件でほかによろしいでしょうか。

よろしければ、次に報告③「『にいがた2km』フラワーフェスタ開催報告について」をご説明お願いします。

(事務局)

報告事項③「『にいがた2km』フラワーフェスタ開催報告について」です。お手元の資料4をご覧ください。実施概要として、場所と装飾などの概要が1枚目です。新潟駅、萬代橋、古町という三つの拠点と、それぞれの間、東大通と榎谷小路でそれぞれ写真のようなものを置きました。

2枚目を見ていただきますと、その3会場での参加型イベントの概要です。市民の皆さん、通りがかりの皆さんに植物に触れる機会をイベントとして設けました。

スライドのほうで順にご紹介させていただきます。

開催は10月1日から30日までの30日間でした。10月は新潟マラソンや食花マルシェ、民間の取り組みですけれども古町どんどんといった、いろいろな集客イベントのある時期ですので、人がけっこう来るだろうこの時期にまちを少し彩ったらどうかということでこの時期

にしたものでございます。それによって、まちに来られた方がいろいろなところで緑を目にする機会を増やしていただいて、緑化意識ですとか、「にいがた2km」のまちづくりみたいなところを好意的に見ていただけたらと思っています。先ほど紙の資料でも説明しましたが、新潟駅、萬代橋、古町、この三つをつなぐ東大通と柁谷小路といったところで装飾、イベントをしたということです。新潟駅から順に古町方向に向けて説明します。

はじめに、新潟駅構内です。駅の改札内と、東の改札と西の開札があるのですが、西の改札を出ると駅たびコンシェルジュがあって、ここが西側連絡通路です。東の改札を出ると万代広場の上に階段があります。これは新開札なのですけれども、それぞれ開札の横に2m四方くらいの修景をしました。通路脇にはプランターを置きました。こちらが東口、こちらが西口です。混雑時間帯でなければ、足を止めて見ていらっしゃる方もかなりいらっしゃったと思います。

西の改札口を出てすぐのところに、駅たびコンシェルジュという場所があるのですがすけれども、ここを一角をお借りして、ワークショップを実施しました。8日、9日、食花マルシェに合わせてやっています。8日は苔テラリウム、9日は押し花キャンドルホルダーということで、新潟農業・バイオ専門学校の学生が講師を務めてくださりまして、食花マルシェの近くでやったということもあって、通りがかりで参加してくださった方が多かったと思います。8日は20名、9日は13名くらい参加していただきました。

続きまして、東大通です。左の写真または右の写真のように、バナーをぶら下げています。合計21か所。フラワーフェスタバージョンと、下の部分にアルビレックスのPRが入っているバージョン、この2パターンで合計21か所設置しました。

フラワーハンギングです。バナーと交互にハンギングを設置したのですが、これは道路照明灯にバンドをつけて籠をぶら下げたものなのですけれども、道路の照明、道路空間を使うというのはなかなかハードルが高くて、精一杯下げても3メートルくらいの高さしか許してもらえないのです。今回、秋ということもあって、緑の葉っぱと、少し暗い色合いのものを作ってしまったので、背景にとけ込みすぎてしまって、ちょっと目立たないという意見が内部でも少しあったところでした。きれいなフラワーバスケットですが、目立たないと言われてはたまらないので、急きょガス灯へ追加しました。ガス灯ですと、2.5メートルくらいの高さでつけさせてもらって、バスケットも2基がけにして明るい花を増やして、これなら目立つだろうという形で、2バスケットずつ22本のガス灯に追加したところでした。

こちらは、既存事業でやっているフラワーパートナー花壇です。通常は、この時期に一斉に植え替えということは特になくて、パートナー企業それぞれで植え替えされていますし、11月になってくると、翌春のためのチューリップの球根を植えはじめたりするところもあ

って、一斉に花がそろうということはないのですが、10月にフェスタをやるのにあわせて、パートナー企業にお声がけさせていただきまして、一緒にこのタイミングで植え替えをしませんかということをやらせていただきました。ただ植え替えてくださいだと少し味気ないので、併せて、新潟市花育マスターの講師をお迎えして、植え替えの講習をやりつつ植え替え作業をすることで、10月の頭からお花がそろった状況にできました。

続いて、萬代橋エリアです。今回のフェスタのメイン展示になるものです。萬代橋の東詰、西詰にそれぞれ8区のカラーを意識した大型花壇を設置しました。8区それぞれカラーがありまして、イエローとかグリーンとかブルーとか、なかなかブルーは難しいのですけれども、提案企業の方から頭をひねっていただいて、色とりどりの花と草木で花壇を作りました。奥行きが2.3メートル、幅が5.5メートル、一番高いところで1.2メートルという大型の花壇になります。8区の花壇それぞれ、8区の紹介を含めて、区の特産品やゆるキャラなどのパネルも追加して、どこの区だということが分かるようにしています。1花壇で約1,000から1,500ポットくらい使っています。ポットをはめ込んで並べていく方式なのですけれども、8区の花壇合計で1万2,000ポットくらい使いました。

フェスタの1か月、何とか枯れずにもたせられましたので、最終日の午後には、通りがかりの方々に、好きなだけ持って行っていいですよとお配りしました。けっこう通りがかりの方々、女性の方々が持って行ってくださった感じです。お配りすることで、ご家庭で少し草花の面倒を見ながら、緑に愛着を持ってもらって、日常生活に緑を取り入れるきっかけになればと願っています。これを機会に、次は花屋で花を買うような習慣がつけばいいな、などと思いながらお配りしたところです。

続いて、古町に向かう榎谷小路です。榎谷小路商店街のご協力もあって、交差点で人が立ち止まって目に留まるように、角々をねらってこのようなフラワーポット、グリーンポットを設置しました。新潟市造園建設業協会様からも花の一部をご提供いただきながら、こういった、木と、その周りに花を組み合わせたフラワーポットを11か所、計20基設置したところです。30日で終了してからは、市役所の本庁舎で再利用しています。本庁舎の入り口の脇に並べてあったのですけれども、本日、皆様、お気づきになりましたでしょうか。

続いて、古町会場です。こちらはルフル広場のフォトスポットを意識して作ったものです。前回の審議会でご意見をいただいた県産材ベンチと、両脇に立体的に緑を配置したバックボードを組み合わせる感じでした。ここで座って写真を撮ってもらって、インスタグラムに投稿してもらったらいいなと思って作ったのですけれども、投稿件数はそれほどなかったようです。この立体的な緑なのですけれども、壁面にも使えるような資材で組んだもので、1か所に水をくれてやれば全箇所を回るような、下にホースがついていて、そこに水を出してあげ

ると壁面に水がやれるというような仕組みになっています。なので、灌水が楽ということと、素材は樹脂なので、あまり本格的に壁を工事しなくても設置できそうなシステムです。

こちらはルフル広場の西堀側にある大階段です。こちらにつきましては、新潟農業・バイオ専門学校の学生の皆さんからプランターの植栽と設置、すべて行っていただきました。計40器のプランターで階段を彩っています。新潟農業・バイオ専門学校の皆さん、ご協力ありがとうございました。

続いて、隣のNEXT21アトリウム会場です。こちらでは、10月の後半、16日から30日まで、エスカレーター脇のスペースとベンチ前のスペースを使って展示をしていたところでした。左側のようにポケット庭園みたいなイメージの修景と、それから右の写真のように、保存樹の写真パネルなのですが、普段は天寿園で展示しているものを、この期間に合わせてこちらに持ってきました。

アトリウムのイベントのようすです。16日に苔テラリウム、それからプリザーブドフラワーを使ったアレンジメントボックスといった体験イベント行っています。苔テラリウムでは横山委員、それからプリザーブドフラワーでは新潟市花育マスターの田鹿さんにそれぞれ講師を務めていただきました。ありがとうございました。

23日はNPO法人お山の森の木の学校から県産材木工教室を開催していただいております。ドアプレートですとか一輪挿しなどを作っていただいて、子どもたちも、日常あまりやる機会がないので、喜んで面白がって参加していた様子です。

22日には、新潟市造園建設業協会によって多肉植物のワークショップとチューリップの球根配布を行っております。

以上、花と緑の演出と参加型イベントの実施の内容をかいつまんでご説明させていただきました。新潟駅の駅たびコンシェルジュ、それからNEXT21アトリウムでの体験イベントにつきましては、参加者の皆様からアンケートも実施しているのですが、イベントについてはとても好評でした。参加者は、普段から植物が好きな方が多かったのかもしれませんが、そうでない方も含めて、木や花、苔、日常の緑をより身近に感じていただけるような体験になればいいなと思っております。

以上、演出とイベントの説明をしました。最後は、広報について、少し説明させていただきます。新潟日報メディアシップでは、東大通に面して、1本、柱巻広告を設置しています。それから、スライドの右手、新潟駅構内には、デジタルサイネージを使いまして、フラワーフェスタのポスターの掲出を行っております。

最後に、アンケートなのですが、クロス集計などを見ないと見えてこない面もあるので、集計作業中なので、数字については今日は控えさせていただきます。ワークショップの参加

者と、萬代橋の8区花壇の周りを通った方にお声がけしまして、何名かアンケートさせていただきました。全体としての集計結果としては、9割くらいの方から、こういったフェスタについては好意的な回答をいただいております。自由意見をいくつかご紹介いたします。

「花や緑があるとほっとする、花が好きだ、いいイベントだった、とてもいい取り組みだった、引き続き続けてやってほしい」という好意的なご意見が多かったです。それから、やるならもっとちゃんとやればみたいな意見もいただきまして、もっと集中的にやったほうがいいと。これは、しかし、意見のニュアンスが分からないのです。実は、我々は集中配置してやったつもりなのです。限られた予算の中で、あまり総花的にやらずにポイントをおさえてやったつもりなので、こういうふうに集中配置したからよかったのだとご意見をいただいたのか、もっと集中して目立つものをぼんと作ったほうがいいのではないかとご意見なのかが分からないところです。

一方で、今回、我々が用意したもの以外に、やはり、街路樹というものは限られた予算の中で最低限の管理になっているところが多くて、「にいがた2km」に面したところはそれほどでもないのですけれども、少し入って西堀とかに行きますと、枯れている木が目立っているとか、行き届かないところもありますので、そういったところで少しご不満の意見をアンケートにお答えいただいているものもありました。

以上、全体を通してですが、例年、春のチューリップフェスティバルがメインイベントで、秋はあまり大々的に何かをやるということはなかったのですけれども、花の乏しい時期でもありましたけれども、今回、提案して業務を行っていただいた企業から、一生懸命、花と草を確保していただいて、割とカラフルなものを見せることができたのではないかと考えています。

このイベントの効果はどのくらいだったのかというのは、実は、測ることはとても難しいと考えているのですけれども、好意的なご意見もいただいておりますし、私ども自身、ミッションとして都心の緑を増やすというところに向けまして、機会をとらえてこういうことを続けていきたいと思っておりますので、これからも報告させていただきつつ、またご意見を頂戴しながら、引き続き実施、企画できたらと思っております。

以上で、報告事項の3、にいがた2kmフラワーフェスタの報告を終わります。

(岡崎会長)

この件について、ご質問、ご意見がありましたら。

(村上委員)

今回もお山の森の木の学校、木工教室を今回はやられたのだなど。この資料で知って、非常によかったのではないかと考えております。

ちなみに、こちらの資料4なのですけれども、「木の」が抜けてお山の森の学校になっていますが、お山の森の木の学校です。

(事務局)

失礼しました。ご指摘、ありがとうございます。

(岩田委員)

実際、新潟駅から古町まで歩いてみたのです。2キロと聞くと、えっと思うのですけれども、意外とけっこうらくらく歩いて、道中、どちらの車道側を歩こうかなと迷うくらい、いろいろあって楽しかったと思います。お疲れさまでした。

(横山委員)

今回、NEXT21のアトリウムで担当させていただきまして、本当にありがとうございました。

私からも簡単に、どういう状況だったか報告いたしますと、年代層としては、本当に小さい方からご年配の方まで多数お越しいただきまして、わずか数時間で私どもがやったテラリウムとプリザーブドボックス、完売という言い方が正しいかどうかは分かりませんが、させていただきました。

皆様からは、やりながらいろいろお話ができるのですけれども、とてもいいよねと。植物が好きという方ももちろんおられたのですが、偶然古町を通りかかってとか、あと、ちょうど古町フルでイベントなどもやっていたので、そちらから流れてきた方もおられて、かなり不特定多数の方が参加されて、皆様から本当に好評で、またこういうイベントをやってほしいというお声が聞かれて、次はいつですか？などとお尋ねになった方もおられました。私は16日でしたので翌週をご案内した次第なのですけれども、そのようなことで、継続的にやると、花と緑の新潟推進の一助になるのではないかと、とても実感いたしました。引き続きよろしく願いいたします。

(岡崎会長)

運営が大変だったと思うのですけれども、お疲れさまでした。

(指村委員)

私は通りがかってちらっと見ていただけで、あまりよく分かっていなかったのですけれども、短い時間でこの委員会が出た意見をきちんと吸い上げていただいて、生かしてもらっているところもあって、すごいなと思いました。

それで、1点気になっているのは、アンケートの集計結果で、これだけコストをかけたところでどれだけ満足度が高かったかみたいところが分かると、今後、またやるときに配分が変えられるのかなと思うので、また次の報告を楽しみにしています。

(横山委員)

補足なのですけれども、にいがた2kmフラワーフェスタについて、ガタ子さん、新潟市のホームページ以外にもそういう新たに作ったにいがた2kmのサイトがあって、そちらでご覧になったという方もおられたので、SNSの発信とかも大きいなと思います。

(事務局)

今、横山委員がおっしゃったのは、「にいがた2km」という取組みをもう少し皆さんに知っていただくために、都市政策部が「にいがた2km」の発信をするSNSのアカウントを開設したのですけれども、正直、行政のアカウントって面白くないではないですか、面白くしようと思って努力はしているのですけれども。そこで、アンバサダーというか、新潟在住の顔出しをまだしていない、ガタ子さんというキャラクターがいて、かなりフォロワー数とか、記事を拡散する力が強い方がいます。その方と組ませていただいて、にいがた2kmのトピックをSNSで発信していただいているという取組みをしているのです。それで、10月のイベントについても、ほかのイベントも併せて、うちのフラワーフェスタもそういうところで発信させていただいているところです。

(岡崎会長)

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。では、報告事項は以上になります。

本題の議題ですけれども、その前に、議事録署名委員について、審議会運営要領第3条によって、会長が指名する議事録署名委員が署名し、事務局で保管することになっています。後日、事務局が作成した議事録内容を精査していただき、内容がよければ署名していただくということで、今回は、岩田委員と小林委員を指名します。よろしく願いいたします。

では、議事のほうで、議案第1号、保存樹等の指定について、事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

それでは、事務局渡邊より、説明させていただきます。

議案第1号、保存樹等の指定についてです。資料1をご覧ください。

まず、保存樹等についてです。新潟市樹木の保存及び緑化の推進に関する条例に定められており、市長が別に定める基準に該当する樹木又は樹木の集団を、この緑化審議会のご意見を伺って、保存樹又は保存樹林に指定することができるというものになっております。

次に保存樹等の指定基準です。先ほどの、市長が別に定めるというのは、こちらの表になっておりまして、保存樹及び保存樹林それぞれ、このように基準が定められております。

次の4ページです。保存樹に対して市が行っている支援といたしましては、まず、保存樹

を指定したことが分かるように、看板の設置をさせていただいています。また、保存樹を管理していただいた報奨金として、こちらの表の額をお支払いしております。また、松につきましては、松くい虫の防除対策の費用についても一部を補助するというを行っております。以上が、大まかではありますけれども、保存樹の概要、支援に対する中身となっております。

では、申請についてご説明いたします。今回、審議会でお諮りするの、西蒲区の馬堀という集落にあります、サワラです。

この申請樹木につきましては、当初、所有者から、ヒヨクヒバという申し出があったのですが、すけれども、記載してある特徴と現地の調査で疑問点がありましたので、指村委員にご意見を伺いまして、サワラと考えられるというご意見をいただいたところです。また、所有者の方に詳しくお話を聞くと、自宅に昔からあるのだけれども、樹種についてはなかなかよく分からなかったもので、植物図鑑を見てヒヨクヒバと考えたというお話もありましたので、所有者の方のご意見と指村委員のご意見を踏まえまして、資料のとおり、サワラとさせていただきます。

次に、6 ページをお願いします。西蒲区馬堀集落内の住宅敷地内になります。敷地については、一般県道佐渡山巻線に面してまして、集落の周囲には水田が広がっているという状況になっています。また、付近には、ちょうど現地の向かい側になるのですけれども、新潟市立漆山西保育園があります。

7 ページです。右側の写真の全景の中央にある樹木が申請樹木です。こちらの樹木の所有者の方から聞き取りをしたところ、このサワラについては、古くから敷地内に植えられているとおっしゃっておりまして、地域の歴史を表すものの一つではないかと考えているというお話をされておりました。敷地の周囲を見ますと、この集落は大きな樹木が多いという印象があるのですけれども、非常に大きな木の一つではないかと考えます。

次に、8 ページになります。こちらは樹種の概要となっております。参考につけさせていただいておりますので、説明については割愛させていただきます。

続いて、9 ページの説明になります。こちらが申請樹木の樹高と幹周りを計測した状況の写真となっております。樹高につきましては15m、幹周は2.6mとなっております。

続きまして、10 ページをご覧ください。樹木の全景となっております。まず、樹木の特徴なのですが、地上近くから幹が複数に分かれているような樹形となっております。特に枯れた枝は見受けられず、衰弱した様子も見られないということで、健全な樹木ではないかと推測されます。また、公開性についてなのですが、所有者の方のお考えとしては、地域の歴史を表すものということで、広く公開して多くの方に見ていただきたいと考えているとおっしゃっています。また、住宅地の敷地の中ではあるのですけれども、県道から

正面すぐのところにあるということで、訪れた方が見ることはできないのではないかということです。

11 ページをご覧ください。樹形についてご説明したいと思います。まず、この写真なのですが、中央にある申請樹木の右側にケヤキがありました。この木が伐採された後の写真となっております。見ていただくと分かるように、申請樹木の右側と左側は若干枝振りが異なっているのですけれども、これは右側にあったケヤキの影響を受けているのではないかと思います。右の写真、少し角度を変えて撮っています。なくなったケヤキについては、隣地の住宅への落ち葉ですとか枝の影響が懸念されたことから、所有者が伐採したものとなっております。この右側の部分につきましては、今後の成長に伴って樹形の回復が期待されるのではないかと考えてはいるのですけれども、美観上どうかということについて、委員の皆さんのご意見を伺いたいと考えております。

また、参考なのですけれども、所有者の敷地内には保存樹として指定されておりますケヤキが1本あります。

続きまして、12 ページをお願いします。先ほど計測した写真を見ていただきましたとおり、地面から1.5メートルの高さにおける幹回り、長さが1.2メートル以上であることが基準なのですけれども、計測した結果、2.6メートルということで、クリアしています。それから、二つ目の高さについてなのですけれども、高さが12メートル以上あるということが基準となっているのですが、こちら15メートルということで、1と2につきましては基準をクリアしております。先ほどご説明したところで、特に衰弱しているようすや枯れたようすがないということから、健全であると考えております。保存樹の指定の申請がありましたものにつきまして、保存樹に指定してよろしいか、皆さんからご意見をもらいたいと思っております。

以上、議案第1号、保存樹等の指定についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

(岡崎会長)

この件について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(佐藤委員)

お聞きしたいのですが、隣のケヤキを切られたということなのですが、そのケヤキもかなり大きかったようですが、これは保存樹だったのでしょうか。

(事務局)

ケヤキにつきましては、保存樹ではありません。保存樹ではないものについて、隣の住宅への影響等からやむをえず伐採したと聞いております。

(岡崎委員)

この集落では、これが初めてですか。

(事務局)

この集落では、同じ敷地内に、同じ所有者なのですけれども、保存樹に指定されたものがあります。

(岡崎委員)

あるのですね。

(事務局)

左の航空写真を見ていただいて、撮影方向②と書いてある文字がありまして、ちょうどそこにかかっている木があるのですが、これが指定されているケヤキになります。

(村上委員)

10 ページには、樹木の特徴というところで「地上近くから幹が複数に分かれた樹形となっている」となっているのですけれども、この地上近くというのは、10 ページの写真から見る限りでは、分かれているというのは、2メートルくらい上のほうから分かれているように見えるのですけれども、これが地上近くからということなのですか。

(事務局)

少し写真が分かりにくいのですが、途中から、分かれています。

(村上委員)

今回の大きさは、どこの大きさが1.5メートルのところか該当しているのかと思って、その点が気になったのです。

測っている場所は1.5メートルではないですよ。

(事務局)

幹回り2.6メートルと計測しているのは、地上部から1.5メートルの高さなのですけれども、そこについては分かれていない場所を測っています。

(村上委員)

分かりました。

(涌井委員)

参考までに、「地域の歴史を表すもの」と書いてあるのですが、何かいわれみたいなものがあるのでしょうか。

(事務局)

所有者の方からのお話なのですけれども、最初に馬堀という集落が、数百年の歴史のある集落なのですということをおっしゃっていて、やはり、昔から人が住みついている場所とい

うことです。正確にいつごろからかは分からないのだけれども、恐らく、かなり前からある木だと考えているということをおっしゃっていました。

(指村委員)

やはり、近隣の方に葉っぱが落ちたりして迷惑をかけると言って切られることが多いような感じで、このケヤキも切られてしまったわけですがけれども、指定解除になったタブノキも枝の剪定をしたら枯れてしまったということですし、これもケヤキがなくなって、これからこちら側に枝を張ってくるかもしれませんけれども、そうすると、それが今度は近隣住民に迷惑をかけるということにならないか、少し心配だと思います。何か、木にダメージは少ないけれども葉っぱで迷惑をかけないような切り方みたいなものが所有者に提案できるようなガイドラインみたいなものはあるのでしょうか。あるといいのかなと思います。

(事務局)

まず、今回切ったケヤキは、境界近くにあったケヤキで、かなり枝が大きくなってきて、落ち葉の影響があったという状況になります。また、ちょうど隣の方が新築されたことから、所有者は迷惑をかけたくないと考え、伐採したと聞いています。

今回申請があった樹木につきましては、所有者の敷地側にあることから申請者の方としては、そういった影響も少ないだろうなという考えがあるということです。

(指村委員)

このケースの場合は大丈夫かもしれないのですがけれども、ほかの保存樹などもそういうことが問題になっていることが多いような感じがするので、手入れの仕方みたいなものがみんなに分かるといいのかなと思います。

(事務局)

ご意見を参考にしながら、考えていきたいと思います。

(佐藤委員)

最初に送られてきた資料ではヒヨクヒバと書かれていて、今回、サワラと訂正されていましたけれども、ヒヨクヒバと言われれば、それはそれで別の価値もあるかと思いますが、今回、敢えてサワラと直されたのは、一応、ヒヨクヒバの可能性もあるけれども、広義の意味でサワラということでサワラにされたのか、それとも、本当に何か、種を決定する決め手があったのでしょうか。

(事務局)

葉の状態が図鑑等に載っている絵と少し違うなど疑問を持ちましたので、葉の画像を撮って指村委員にご相談させていただき、サワラではないかというお話をいただきました。

所有者の方についても、ご本人も分からない状況の中で、植物図鑑を見てヒヨクヒバとい

う申し出があったということです。

専門家のご意見で樹種が変わっても問題ないとお話があったので、今回、資料ではサワラとさせていただきます。

(指村委員)

説明しますと、送っていただいた写真の葉っぱの拡大を見ると、ヒヨクヒバにあるような細長く伸びたような枝がなくて、本当にサワラと言われているものに近いものだったのですけれども、私はその枝しか見ていないので、木全体を見た場合にそういう部分があったかどうかを伺ったところ、見たところそういう部分はなかったとおっしゃったので、私がその写真を見たらサワラと同定するだろうと思ったので、そのようにお答えしました。

ヒヨクヒバはサワラの園芸品種ですので、そういうものをもし苗木として購入して植えても、形態が先祖返りするようなことはあるので、今見るとサワラのように見えるけれども当初はヒヨクヒバだったという可能性もあるかもしれないということも思ったのですけれども、分類学的にはサワラが母種で、その品種がヒヨクヒバなので、サワラを間違っただけでヒヨクヒバと言ってしまうと少し問題があるのですけれども、広義のサワラという意味でサワラとっておくほうが問題が少ないかなと思いましたので、サワラとするのがいいのではないかとお答えしたところです。

ヒヨクヒバだと何か価値があるのでしょうか。

(佐藤委員)

うちのスタッフに聞いたら、ヒヨクヒバだと少し珍しいねと、新潟市の中では珍しいということなので。

(指村委員)

あまり植えられていないということですか。

(佐藤委員)

そうです。これほどの大木になるというのは数が少ないので、もしヒヨクヒバならと思ったのですが、この場合はサワラのほうが適当だということですね。分かりました。ありがとうございます。

(指村委員)

サワラもあまり植えられているところはないかなと思ったのですけれども、ヒヨクヒバのほうが珍しいのでしょうか。

(佐藤委員)

そうだと思います。

(指村委員)

そうなのですね。

(佐藤委員)

サワラの場合は、山で境界木などとして植えることはあるのですが、ヒヨクヒバの場合は本当に家の敷地内に植えるということで。

(岡崎会長)

ほかにいかがでしょうか。

保存樹にすること自体に反対のご意見はないかと思いますが、よろしいですか。

それでは、この議案につきましては原案のとおり答申したいと思います。

議事は以上ですけれども、ほかに何かありませんか。

(小林委員)

1点なのですが、みどりの政策課に非常に感謝申し上げたいと思います。当委員会の活動では、募金をいただいたものを原資にして活動しているわけですが、先般、SDGsに貢献したいという団体がありまして、それもお住まいの区域で貢献をしたいという申し出がありました。私は海岸林のことについて少し興味があったものですから、みどりの政策課にご相談したところ、中央区建設課にご紹介いただきまして、西海岸公園についていかがでしょうかということで、対応させていただきました。

そのときなのですが、区の皆さんも非常に一生懸命、松食い虫被害から再生を図る努力をされている姿を見せていただきました。現地調査をいたしまして、水族館と護国神社の間の一画について、企業あるいは市の担当者の皆さんと現地調査をいたしまして、お互いに役割を定めまして、協働でやろうということで動き出したわけです。短時間だったのですが、大体5,000平方メートルくらいを10年かけてニセアカシアの枯殺をしつつ、クロマツ、海岸林もそうなのですが、護国神社の周辺ですので、荘厳性を維持したいという市の皆さんのお考えも受け入れさせていただいて、クロマツの抵抗性、松食い虫に抵抗性のある木を植え続けるということで、先般、お互いに、協定書は交わしておりませんが、合意したところでは、名前を言えば、新潟県信用組合です。私たちとしては、社員の皆さんも一緒にということでお願いしたところ、50人規模で年2回、力を貸していただいて、市も公園の維持管理に努めつつ、当委員会は募金を原資に苗木等の手配をしつつ、いよいよ合同でスタートすることになりました。

事前のアナウンスでは、3月21日を目途にキックオフさせていただきます。5年を一区切りにして1,000㎡相当ずつ植え続け、残りの5年は維持管理をするという組み立てになりました。非常に企業も喜んでおいでになりますし、市からも多大なご支援をいただいて、協働

でやる組み立てが、恐らく、初めて新潟市の海岸林で行われるのだらうと思います。今後もこのような話を生かして、市と連携してやりたいと思います。きっかけをいただきましたみどりの政策課には非常に感謝申し上げます。新潟の海岸林が再生していくことはみんなの喜びでもありますので、こういった企業も、多分、もっといるのではないかと思います。声をかけられたときはまたご相談させてもらいまして、お互いにマッチングできるような植樹計画や進捗管理をして、新潟市と一緒にやっていきたいということです。

なかなか機会がないものですから、このような海岸林の活動も進み始めましたので、委員の皆さんにご紹介させていただきました。大変ありがとうございました。感謝申し上げます。
(岩田委員)

一つ小林委員に伺いたいのですけれども、抵抗性の松というのはけっこうみんな待ち望んでいるのですけれども、今回植えられる松は県内産のものになるのでしょうか。

(小林委員)

種苗法の関係で言うと、太平洋側から日本海側にはなかなか、遺伝子のかく乱もあるのでできないのですけれども、抵抗性松については国が関与して協定を結んでおります。それで、当時になりますけれども、年間1万本相当を協定して、受け取っている所が新潟県森林組合連合会という組織なのですけれども、そこで、限られた数なのですけれども、需要にこたえていただいております。恐らく、今、新潟県が協定を結んでいるところは静岡産の抵抗性松だと思います。一冬越すということが前提ですけれども、どうしても越冬させないためなので、そういうところで当委員会がかかわるわけです。そのようなようすです。今までも植えてきた実績があるので、心配はしていません。

(涌井委員)

併せて、新潟県でも抵抗性のクロマツを研究開発しておりまして、村上のほうで母樹林ができつつあります。それで、苗もあと数年お待ちいただくと。最初だからそんなに本数はないのですけれども、数年でできるという情報を得ております。

(岡崎会長)

ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、今日の議事は以上になりますので、事務局にお返しします。

(司 会)

岡崎会長、ありがとうございました。また、委員の皆様、本日もたくさんのご意見をいただきまして、ありがとうございました。

本日の審議会の内容につきましては、議事録等もまた後ほど署名委員にご確認させていただきますし、ホームページでも公開してまいりますので、ご承知置きください。よろしくお

願います。

それでは、長時間ありがとうございました。以上をもちまして、第 56 回新潟市緑化審議会を閉会とさせていただきます。お疲れさまでした。ありがとうございました。